

2026年 9月

お客さま各位

観音寺信用金庫

各種預金規定等の改定のお知らせ

平素は、観音寺信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の終了」の実施に伴い各種預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定する規定等

当座勘定規定

普通預金規定

決済用普通預金規定

貯蓄預金規定

納税準備預金規定

2. 改定日

2026年10月1日(木)

3. 改定内容

「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付の終了」の実施に伴う改定等

4. 改定新旧対照表

当座勘定規定

改定後	改定前
第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものは受入れません。 ②③④(略)	第1条(当座勘定への受入れ) ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 ②③④(略)

第7条(手形、小切手等の支払い) ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ②(略) ③ 当座勘定の払戻しの場合には、届出または登録の印章により金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。 ④ 前項の払戻しをおこなう場合は、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに払戻請求書を提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第7条(手形、小切手等の支払い) ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②(略) ③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
第8条(手形、小切手用紙等) ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 ③④⑤(略) ⑥ 当金庫は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。 ⑦ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑧ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条(手形、小切手用紙等) ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③④⑤(略) (追加) ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、また	第17条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

は振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	
②(略)	②(略)
第18条(線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第18条(線引小切手の取扱い) ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
②(略)	②(略)
付 則 (略) 令和 8 年 10 月 1 日 改正	付 則 (略) (追加)

約束手形用法

改定後	改定前
3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだ け 記入してください。
8. 当金庫は、手形用紙を交付しません。	8.手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

為替手形用法

改定後	改定前
4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 で きるだけ 記入してください。
10. 当金庫は、手形用紙を交付しません。	10.手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

小切手用法

改定後	改定前
2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おください。
8. 当金庫は、小切手用紙を交付しません。	8.小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

改定後	改定前
2.〈証券類の受入れ〉 (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その	2.〈証券類の受入れ〉 (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その

他の証券で直ちに取立できるもの(以下「証券類」という)を受入れま す。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小 切手は受入れません。また、当金庫を支払人および支払場所とする手形 または小切手であっても、2026年9月30日を超えて振り出されたも の、または振出日の記載がないものは受入れません。</u> (2)(3)(4)(5)(略)	他の証券で直ちに取立できるもの(以下「証券類」という)を受入れま す。 (2)(3)(4)(5)(略)
付 則 (略) <u>令和 8 年 10 月 1 日 改正</u>	付 則 (略) <u>(追加)</u>

以 上